



Title	特高による教育界弾圧の諸情況 その一
Author(s)	増田, 史郎亮
Citation	長崎大学教育学部教育科学研究報告. 第1分冊, 26, pp.21-32; 1979
Issue Date	1979-03-10
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/30374">http://hdl.handle.net/10069/30374</a>
Right	

This document is downloaded at: 2020-09-18T09:06:40Z

# 特高による教育界弾圧の諸情況

## —— その一 ——

増 田 史 郎 亮

### Suppressions of the Educational World by the Japanese Special Political Police, Tokko (1)

Shirosuke MASUDA

一  
支配的政治勢力の利益をまもるために、秩序維持に努め、反体制勢力を弱体化、孤立化または抹殺をはかる警察の一部門を政治警察または高等警察と言うが、通常の警察の分類としては司法警察、行政警察の概念の中、それは行政警察の一部をなすものである。政治警察は選挙、集会、結社、大衆運動、思想、宗教などの取締り、革命運動、労働争議、農民争議、植民地独立運動の取締り、思想・言論・出版の検閲ならびに取締り及びそれらに対する諜報活動等を任務としたので、それは軍隊と並んで絶対主義国家を支える強力な武器となり、国家を支配する機構の重要なかなめともなった。19世紀のプロイセン、ロシア、明治以降の日本でも重視された事からも判るように、本来、政治警察は絶対主義国家において、国民の基本的な人権を無視し、君命によって政治的反対勢力を弾圧するためのものであった<sup>1)</sup>。

以上のような事であるので、憲法による国民の政治活動の自由を保障する近代民主主義国家にあっては、これと矛盾する政治警察が存続する筈はないのであるが、それでも政治警察は不要とはされなかった。たとえ政治警察の活動範囲が限定されるとしても、民主国家でも反体制運動を取締まる事が必要とされたからである<sup>2)</sup>。

フランス革命後のフーシェの政治警察は、ナポレオン3世から第三共和国まで継承され、フーシェをモデルとしたプロイセンの政治警察は、ナチスのゲシュタポとなって発展したとされる<sup>3)</sup>。

20世紀になっても、それは依然として必要とされた。労働運動・ロシア革命・コミンテルン・アナキズム運動などの激化を見たからであり、資本主義国家はその体制維持のために刑事警察を武器として社会主義革命と闘う事が必要であったからである。無論、共産主義国家とても例外でなく、その体制維持のために秘密警察を必要としたのであった<sup>4)</sup>。

セリグマン氏の社会科学エンサイクロペディアによれば、第一次大戦後、この面で目立ったのはイタリー・ポーランド・ドイツ・トルコ・ペルシヤ・ヴェネズエラ・キューバー・日本などであったと言う。フランスの Sûreté Générale, ポーランドの Defensywa, ルーマニアの Siguranta, 特にソ連のチェ・カ→ゲ・ペ・ウ→オ・ゲ・ウ→エヌ・カ・

ウエ・デー→エム・ヴェ・デー→エム・ゲ・ベ→カ・ペ、日本の特高（特別高等）警察やアメリカのFBIなどのように明確な形をとった特別の機関も作られたが、それ程に露骨な形でなく巧みに隠蔽しながら、隠微な形で事実上、政治警察的運営が警察の運用、社会機構の中で行われている場合が多い<sup>5)</sup>。ともあれ、セリグマン氏のエンサイクロペディアも言うようにいつでも、専制的・独裁的政府の下では、警察または軍隊の特殊な機関が、その政府にとっては不法な政治的反対勢力を探知し、またしばしば処罰すべく機能した<sup>6)</sup>。

このように、政治警察はどの国にも存在したのであるが、しかし、日本の天皇制警察機構が他に類例のないものであった事は、此の際忘れてはなるまい。大野達三氏も言うようにそれは第一に完璧な中央集権的国家警察であった事であり、そのうえ天皇制警察全体が政治警察であった事である。この二つの特徴を備えたものは、他国に全く類例がない<sup>7)</sup>。この点は内務省自体も認めているのであって、「内務省史」には「この内務大臣を最高の統括者とする警察制度は、完全にして、かつ、強力な国家警察であって、諸外国にもあまり例のない事である。」と自画自賛的に述べている<sup>8)</sup>。

諸外国の近代警察創立の歴史は勿論一様でないが、大体市民革命により封建的暴力装置を一掃または弱体化した後、市民の自治・自衛運動として下から組織されるのが普通であったから、警察は飽迄、市民・自治体警察であり、国家警察でなく、一、二の例外を除くと、中央政府が警察をコントロールする例はなかったと言える。アメリカの警察制度は今でも市町村警察と州警察などに分れて居り、指揮系統はばらばらであり、大統領も司法長官も自治体警察を直接動かす事は出来ないし、警察を指揮する地方検事や公安委員は市民の直接選挙または議会の選挙で選出する所が多い。イギリスも亦、徹底した自治体警察制度をとり、彼等の最大の誇りの一つは警察が王のものでも政府のものでもなく、市民のものであるという事である。言う迄もなく、アメリカではFBI（連邦警察）、イギリスではロンドン首都警察のような国家警察を別個に作り、または、大統領や首相に直属する秘密の情報機関を特設して、政府の政治警察的機能を補完・補強してはいるが、それにしても悪名高いFBIにしても、一定の犯罪にしか捜査権はなく、他の自治体警察を指揮する権限は全くない<sup>9)</sup>。英米がそれだとして、我が国がモデルにした独・仏に就いては我が国の内務省史に再び物語らしめた方が最も早分かりであろう。そこでは「元来、わが国の警察制度は、主としてフランス・ドイツの国家警察制度を模範としてとり入れたものであるが、そのフランス・ドイツにおいても、一部は自治体警察をとりいれており、わが国のように徹底した国家警察ではない。」と述べられている<sup>10)</sup>。因みに現代西独の警察は州警察が各々独立し、市長の警察に対する指揮権、州および地方議会の監査権は日本とは比較にならぬ程強い由である<sup>11)</sup>。

筆者はこれ迄天皇制警察は完璧な中央集権的国家警察で、それがそのまま全体、政治警察である点が他に類例のない旨を明示して来たが、警察中もっとも政治警察的であった特高も亦、それに劣らず、たぐい稀なものであったと断ぜざるを得ない。この点の詳細は後に譲るが、いま必要な事に限定すれば、軍隊・裁判所・検事局等一体化した強大な権力機構の中核となり乍ら、無権利状態に近い国民に向って、おびたしい治安立法群と無限に近い警察権とで以て臨んだのが特高であったと要約されよう。三・一五事件、四・一六

事件の中央統一公判の裁判長であった宮城実は「私の経験より見たる共産党事件の審理に就て」と題する講演の中で、「此の如き事件をやるに付ては刑務所、裁判所、検事局、警視庁皆一面に国家権力を発動して、之に当る事が必要であると私共は最初に考えた、そこで刑務所、憲兵隊、警視庁、警察、是等の人々に先ず裁判所へ寄って貰った、そうして色々相談をした。」と言い<sup>12)</sup>、1938(昭和十三年)年、「思想実務家会同」という名の会議で盛岡地方裁判所予審判事山岸龍は「昨日以来、東京、大阪その他各地方の検事各位から…詳細なる御報告を得まして、旁々昨日は…御意見などを承り、又池田大審院検事殿の御話も承りまして、非常に啓蒙される事多大でありまして…此の種の会同の意義深さ、有難さをつくづく感じた次第であります。」と挨拶して居る<sup>13)</sup>。現在の憲法情況から見るならば、これらは全く驚くべき事であるが、このように軍隊、警察、裁判所、検事局、刑務所等々国家の権力機構が一体化し、就中、その中核となったのが特高であったというのが、当時の事実であり、情況であり、またそれを必要とし必至としたのが実は天皇制政治であったと筆者は考える。序でに言うが、ここで予審というのは明治憲法下に存在した公判前の予審という制度を指す。公判前、予審判事は密室で弁護人の立会いも許さず、被告人を尋問し、証人への反対尋問もやらせず調書を作ったが、このため、「書こうと思えば、公判前に判決が書け…」、「非公開の予審廷でできた記録が、公判廷に廻って来て、それがそのまま公判で実際にうのみになる、という事が多かった。」とも言われる<sup>14)</sup>。それのみでない。先にも述べたように、国民の前には夥しい天皇制治安立法群・弾圧諸法規が立ち塞がっていた。その主なものだけでも次のようにあった。治安警察法(明治33年制定)行政執行法(明治33年)、警察犯処罰令(明治41年)、違警罪即決例(明治18年)、刑法(大逆罪、不敬罪等。明治40年)、監獄法(明治39年)、出版法(明治26年)、新聞紙法(明治42年)、映画法(昭和14年)、軍機保護法(明治32年)、要塞地帯法(明治32年)防禦海面令(明治37年)、軍令に関する件(明治40年)、陸軍刑法(明治41年)、海軍刑法(明治41年)、陸軍軍法会議(大正10年)、海軍軍法会議(大正10年)、兵役法(昭和2年)、犯罪即決令(明治29年、台湾総督府)、保甲条例(明治31年、台湾総督府)、保安規則(明治39年、韓国統監府)、笞刑執行及笞刑囚人処遇規則(明治39年、関東都督府)台湾違警令(明治41年)、警察犯処罰令(明治41年、韓国統監府)、朝鮮笞刑令(明治45年、朝鮮総督府)、政治に関する犯罪処罰の件(大正8年、朝鮮総督府)、不穩文書臨時取締法(昭和11年)、国家総動員法(昭和13年)、言論・出版・集会・結社等臨時取締法(昭和16年)、国防保安法(昭和16年)等々がそれである。特高警察、天皇制警察、憲兵が一体となって日常的に最も濫用したのは希代の悪法と言われた治安維持法のほかに治安警察法、行政執行法、警察犯処罰令、違警罪即決例などであるが、彼等は治安維持法等々を頂点にしたこれら治安諸法規をフルに運用するばかりか、時には拡大解釈し、時にはこれら弾圧法規すらも無視、逸脱し、超法規的にすら振舞う事もあったのである<sup>15)</sup>。1942(昭和17)年、当時佐賀県警察部長であった毛利基が九州地区の特高幹部を集めての会議での特別講演の中で、特高警察官の心得について「特高警察官は御承知の通り、多くの場合、超法律的な事をしなければならない場合が多い。法律に依ってやる事であるならば誰でも出来て難しくもない。法律を超越してやって行かなければならん、特高警察官の使命を達成する。其処に細心の注意が必要であります。」と語っているのなどその明白な例証

であろう<sup>16)</sup>。因みに特高用教材、特高関係者に暫く事実を語らせてみよう。1933（昭和8年）発行の内務省警保局佐々木四郎著「特高全書」には「社会運動取締上…特に検束が大いに利用されつつある。メーデーの行列から引抜いて来たとき…悪化した労働争議の扇動者を一寸来いとやったとき、簡単に要領を得るのは実にこの検束である。『一寸来いに油断すな』という悲鳴は此等の消息を伝えている。」「検束はいかなる理由があっても翌日の日没後に及ぶことを得ない…日没前に釈放すべきである。但便法はある。…一度釈放して直ちに次の検束をすればよい。あるいは甲署から乙署へのたらいまわしをすればよい。署長にその権限があるのだから合法である。」とある<sup>17)</sup>。41（昭和16）年以後、日本憲兵の教育用に使用したと思われる「高等警察要務教程」という教科書には「本来、デモクラシーとは自由と平等とを骨子として民主政治を要求する政治思想であるから、我が国の如く三千年来…国家統治の大権が、天皇に存する国家に於ては、断じて許すことの出来ない思想である。」とあり、43年または44年（昭和十八または十九年）のものと考えられる「特高課長ブロック会議説明資料」では「申す迄もなく特高警察の取扱う事項は政治的に相当の影響を及ぼす事項が多いのみならず所謂秘密警察的色彩が濃厚でありまして…次に命令下達の徹底であります、これは特高警察が全国組織的色彩が特に濃厚なる点より就中に注意を要するのであります。」とある<sup>18)</sup>。これらを併せ考えると、先に述べた事柄が事実を以て雄弁に物語られていると考えられる訳である。しかも特高は取調の際、拷問を行い、時によれば虐殺に及ぶ事もあったのであって、我々はこの点も無現出来ないのである。今迄余りこの点にふれなかったし、天皇制特高の実態を明らかにする意味から若干この点に言及して置きたい。

元来、拷問は1879（明治12）年の太政官布告で「拷問無用、右に関する法令は総て削除」として禁止され、刑法による禁止、巡査服務心得（には「民衆ニ接スルニハ懇切丁寧ヲ旨トシ」《第二四条》、「濫リニ激怒スルカ如キコトナク」《第二九条》とある）と相俟って、法律的には文字の上ではその禁止事項は敗戦後まで存続していた事になっているが、事実はその逆で、特高・憲兵による拷問は公然たる秘密として、事件により程度の差はあれ、日常茶飯事のように続けられていたのである。これは旧軍隊で体罰が表づらでは禁止されていたにも拘らず、裏面でそれが横行し、公然たる秘密になっていたのに酷似している。「拷問」の著者・森川哲郎氏は拷問は権力犯罪であり、密室犯罪であり、一種の完全犯罪であると言い、明治以後の拷問は大正、昭和と残酷度を深めて熾烈になり、「テクニックも多様化し巧妙になっていったという事は、思想犯に対する凄惨な拷問、植民地や占領地域における反日運動に対する無残な拷問や虐殺、または、戦時中の捕虜や敵国民に対する恐怖の虐待の中に、まざまざとあらわれている。」と述べている<sup>19)</sup>。なお、この拷問の方法も世界各国の例から学びあらゆる方法を研究して用いた由である<sup>20)</sup>。拷問に就ては相当多数の著書、資料でふれられているが、ここではその若干を紹介してみたい。明治43年、朝鮮における新民会事件（寺内総督暗殺を口実にした別名、百五名冤罪事件とも言われる。）では帝政ロシアの憲兵達がポーランドの独立運動者取調べの際に用いた世界に名高い拷問方式をとり入れて、木刀や棒で殴る、宙に吊してあばら骨を叩く、鼻から水を流し込む、刑具室に入れて折れまがった姿勢を続けさせるという風であり、腕がちぎれ、目が飛び出し、指が折られ、性〇がちぎれて不具となった者はその数を知らぬ程であったと言う

21)。昭和4年2月8日の衆議院の予算委員会で、代議士山本宣治は綿密な調査資料に基づいて3・15事件で逮捕された者に対して行われた非道な拷問に関する質問の中で、竹刀でなぐりつける、三角型の柱の上に坐らせて膝の上に石を置く、天井から逆様に吊し気絶する迄ほうっておく、生爪をはがす、等々の拷問の例を挙げ、「お前がた三人、四人殺したところで上司は引受けてくれる。昭和の甘柏だからうんとやる云々」(傍点筆者)と警官が公言している事を指摘している。小林多喜二の小説「一九二八年三月一日」にも3・15事件の被検挙者に対する拷問の様子が描写されているが、その当の小林多喜二自身も拷問を受けて虐殺されたと言われる(江口渙氏著『三つの死』、橋爪健氏著『多喜二虐殺』、手塚英孝氏著『小林多喜二』)22)。1944(昭和19)年1月、横浜事件で検挙された時の拷問を、評論家の青地晨氏は「検挙された日、カシの六尺棒が折れてしまうほどなぐられ、柔道何段かの男に投げとばされ、首をしめられて気絶した。息を吹き返すと、特高主任が私の顔を両足でふみにじった。共産党員だというウソを認めるまで拷問は連日続けられた。両股が赤黒くはれあがり、毎日かつがれてブタ箱に帰ってきたが、いちばん困ったのは便所でしゃがめぬことだった。…私のからだにはいまも拷問の傷あとがある。しかし私の拷問は軽い方だったらしい。最初につかまった連中は、水責め、エビ責めのほか、天井から逆づりにされ、木刀や竹刀でなぐられたそうだ。」と言っている23)。こう言う例は枚挙に暇がない程だと言って過言でない(河上肇「自叙伝」、山岸一章、「革命と青春」等)。女性も亦、決して例外でなく、森川哲郎氏は「女子」に対する拷問は酷薄で狡智にだけたもので……凌辱的行為すらとられた。」と言い、「プロレタリア作家だった貴司山治氏の話によると、全〇にして宙吊りにする。水にひたしたムチで打つ。煙草の火をとこかまわずおしつける。竹刀で〇〇を突く……やけた火箸で乳〇を突く……等々あらゆるハレンチな虐待が行われたという。」と言っている24)。作家の中本たか子氏の「この非情なる風土」は氏の拷問の体験談を書いたものであるが、その模様は先の貴司山治氏の言を文字通り立証するものであった25)。朝鮮では3・1事件の際など、舌を切り、女の〇〇を抜き、〇〇に蒸気を通し、体や〇〇に電気を通したと言う26)。拷問で男女を問わず、どうしても筆にしようにも到底筆に出来なかったものがあつたし、上記の所でも〇と筆者がしたのは、筆者としてはそこは〇としか表わせなかつた事をここで告白して置きたい。なお、以上に関連して虐殺の問題にも言及すれば、以下のようなになる。松尾洋氏によれば、昭和3(1928)年から昭和20(1945)年までの治安維持法違反者は75681人(松尾氏によればこれは共産党関係という事である)、うち起訴者は5162名(また同じく松尾氏によればこれらは司法省調査という事である)という事であり、司法省刑事局発行の「思想研究資料」(昭和14年2月)特集第56号「我国に於ける共産主義運動史概説」(検事勝田内匠報告書)によると、1936(昭和11)年11月5日から38(昭和13)年8月迄に、左翼社会民主主義政党的日本無産党をはじめ、宗教団体の新興仏教青年同盟、皇道大本教などの諸団体員が3315人も検挙され、406人が起訴されたという事であるが27)、この中、1948(昭和23)年以降56(昭和31)年迄に東京青山の「無名戦士の墓」に治安維持法の犠牲者として合葬された1682名の死因についてまとめると、明らかに虐殺と考えられるもの65人、拷問・虐待が原因で獄死したと考えられるもの114人、病気その他理由不明のもの1503人であり、先にも掲げた「革命と青春」の著者山岸一章氏によれば1925(大正14)年治安維持法が公

布されて以後、特高・憲兵たちの拷問などによって虐殺された犠牲者数は現在までに判明しているだけでも82名、このほか亀戸事件犠牲者10名、甘粕事件犠牲者3名、獄死者56名であると言う<sup>28)</sup>。両調査には大本教、天理本道など宗教関係の犠牲者は調査中で、はいつて居らず、それらを入れるとその数はもっと増える筈であるが、以上は治安維持法関係を主としていて、逮捕者、起訴者、犠牲者の判明しているだけの部分なのである。筆者がここで言いたいのは今判っている一部の統計などだけでも、これだけの人が逮捕され、虐殺されたと言う事である。これに「治安維持法以外の法律を適用されたもの、警察に留置後、起訴保留または猶予になりそれを免れたものの数を加えるならば不当逮捕された人の数はこの何倍、何十倍になるか想像もつかないだろう<sup>29)</sup>」。特高、憲兵のテロルの残虐さを思うべきである。後でも示すように、表現の自由を奪われた作家、研究の自由を奪われた学者・学生、「思想・信条・信仰を理由に不当検束・不当拘禁され、たとえ起訴されずに釈放されても、当時特高警察官の監視下におかれ、就職や営業をさまたげられたり、結婚の邪魔をされたりして、青春を灰色にぬりこめられた者も数多い。警察の不当干渉や監視は、ひとり容疑者本人に向けられただけでなく、親や兄弟におよび、親属が職場を解雇されたり、『村八分』されたりする例も多かった。」事をも併せ考えると<sup>30)</sup>、特高の余波の及ぶ所は測り知れ程、広く且つ深いものがあつたと見るべきであろう。序でに言うが、敗戦直後、出獄した政治犯は全国で3000名にも及んだという。ともあれ、先にも述べたよう国民が無権利に近い状態にあつた事は間違のない所であつた。それらの意味で、また、松尾洋氏が警察が「誕生から死にいたるあらゆる国民の生活に介入していた」とし、宮内裕氏が「内務省警保局は日本人の生活のあらゆる領域を支配し、その影響力は、家庭の日常生活にまで及び、国家警察の掌握者（内務省）が日本を指導する状態が作り出された」と言うのも決して言い過ぎではなかつた<sup>31)</sup>。

## 二

日本の特高警察は1910（明治43）年のいわゆる大逆事件の逆徒処刑後の翌年、東京に設けられたのがその嚆矢であるが、後述の如く実は日本における近代警察出発当初からそれは既に胚胎していたと言ってよい。特高発達の沿革を概観すれば大要以下の通りとなる。

1871（明治4）年の廃藩置県で天皇制政府が全国の支配権を握ると共に近代的警察制度が創設された。それ迄は治安維持機関として兵部省を、犯罪捜査と裁判行刑を司る刑部省、政治警察として弾正台とを置き、反政府分子の探索などを行ったが、軍警はまだ分化せず、東京では薩長等の藩士や府兵（屯所隊）、地方では旧藩士が治安の維持に当るといふ状況にあつたが、同年、刑部省、弾正台は廃止され司法省警保寮が置かれて全国の警察を統轄する事になり、東京では邏卒3000人（この中2000人は旧薩藩出身、残りの1000人は全国より徴募したという）が募集され、府県では府県庁聴訟課が置かれて捕亡史（東京の邏卒にあたる）の指揮に当らせる事となると、軍警は分化し、全国の警察制度は一本化した次第であつた。東京の邏卒を統率した総長が本邦警察史で欠かす事の出来ぬ程有名な旧薩摩藩士、川路利良である。彼は維新後に強力な警察の必要を痛感した明治新政府によりヨーロッパ派遣されたが、その期間は翌72（明治5）年9月から1カ年に亘り、その前年

から約2年間ヨーロッパを廻っていた岩倉・大久保・木戸・伊藤ら政府使節団とも途中、合流した事もある。大久保は帰国後直ちに帝権を強めるには先ず警察を強化せざるべからずとして内務省を設置し、自ら内務卿となったが、大久保とは旧薩藩士同士の川路はこの時知遇を得たのではないかと推察される。川路は勿論ヨーロッパ各国を廻ったが、特に独、仏の警察制度を視察し、就中、フランスのそれを殆んど取り入れて内務省を設置し、その下に警察を置くように建議した。大久保ら政府使節団や川路利良がまわった其の頃のヨーロッパはドイツ帝国が成立し、ビスマルクの帝国宰相就任、普仏戦争休戦協定、パリ・コミュン成立、ビスマルクの文化斗争開始などが見られた年(71年)であった事を想起せねばなるまい。川路は建議書の中で次のように言っている。「夫レ警察ハ国家平常ノ治療ナリ。人ノ兼テ養正ニ於ルガ如シ。是ヲ以テ能ク良民ヲ保護シ、内国ノ気力ヲ養フ者ナリ。故ニ古ヨリ帝権ヲ盛ニシ、版図ヲ拡張スル者ハ、必ズ先ツ愛ニ注意セリ。一世ナポレオン是ナリ。方今『プロイセン』ノ四方ヲ斬リ從ヘ威武ヲ世界ニ輝カセシモ、警察ヲ以テ能ク内外ヲ治メ、常ニ能ク外国ノ事情ヲ探リシガ故ニフランスノ強國モ終ニ敗ラレタリ。然レバ國ヲ強クシ海外ニ接スル、必ズ此ノ設ナカル可カラズ。」「一国ハ一家也。政府ハ父母也。警察ハ其保傳也。我国ノ如キ開化未ダ治ネカラザルノ民ハ最モ幼者ト看做サルヲ得ズ。此幼者ヲ生育スルハ保傳ノ看護ニ依ラザル可カラズ。」「日本國ノ基礎ノ確立ハ此四五年ニアリ。内閣宜シク御奮励アルベシ。此教ヘナキ民ニ自由ヲ許スベキ時ニ非ズ。頑愚ノ民ハ政府ノ仁愛ヲ知ラズ。サリトテ之ヲ如何セン。政府ハ父母ナリ、人民ハ子ナリ。仮命父母ノ教ヲ嫌フモ、子ニ教フルハ父母ノ義務ナリ。誰カ幼者ニ此自由ヲ許サン。其成丁ニ至ルノ間ハ政府宜シク警察ノ予防ヲ以テ此幼者ヲ看護セザルヲ得ザルベシ。」「海陸軍ハ外部ヲ護スル甲兵也。警察ハ内部ヲ補フ菓餌也。」「人身ノ健全モ國家ノ健全モ其理一ニシテ、此健全ヲ保ツハ皆平常ノ治療ニアリ。故ニ警察事務ノ皇張ハ我日本帝國ノ健全ヲ大ニ撰養スル所以也。」(傍点筆者) 32)

この建議書は日本の近代警察の基礎となった事は言う迄もないが、その警察理念がやがて特高警察を形成し、そればかりが現代の警備・公安警察まで作り上げる連綿たる指導イデオロギとなったのも言うに及ばない。傍点は筆者がつけたものであるが、それらを一瞥しただけでも、筆者には警察をも含め、特高の原点が判り、と同時に当初の余りにも日本色に染め上げられた為政者の警察精神(警察万能主義も含め)、政治精神、軍・警観、強兵観、家族観、愚民観、ヨーロッパ観等も判るような気がしてならない。大野達三氏が言うように「統局、明治政府は内務省を中心とする中央集権的なフランスの警察制度を外被として模倣し、ビスマルクのドイツ絶対主義をその中味として取入れた」のが当時の日本近代警察の端緒であったと見るべきであろう<sup>33)</sup>。この事は先に掲げた内務省史の語る所と符合する。内務省→各道府県警察→警察署→駐在所・派出所と全国の山村に至るまでその支配の網を張り始めたのは1873(明治6)年で、これが法制度的に完成したのは75(明治8)年であるが<sup>34)</sup>、74(明治7)年の太政官達「司法警察規則」で「司法警察ハ行政警察予防ノ力及バズンテ法律ニ背クモノアルトキ其犯人ヲ探索シ逮捕スルモノトス」(第十条)、「警保頭助、警視長、大警視、地方知事同参事ハ検事ノ叶示ニヨリ司法警察ノ事務ヲ行フ、但事務急迫ニ出ル者ハ検事ノ叶示ヲ待タズ直チニ司法警察官吏ヲシテソノ事ヲ行ハシメ後検事



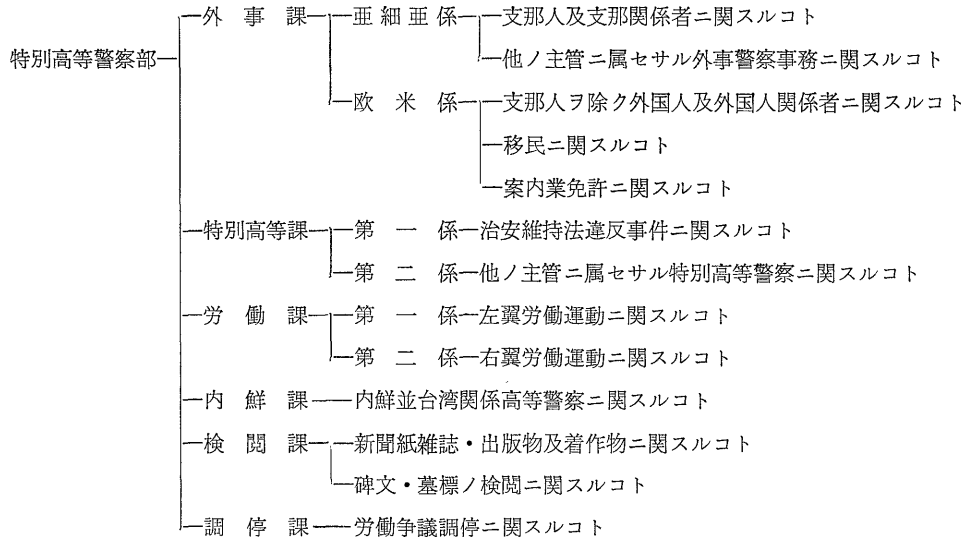
ニ報告スルコトヲ得ベシ」(第二十八条)とあり、75(明治8)年の太政官達「行政警察規則」には「警察職務」(第一章)は「第一条其職務ヲ大別シ四件トス 第一 人民ノ妨害ヲ防護スル事 第二 健康ヲ看護スル事 第三 放蕩淫逸ヲ制止スル事 第四 国法ヲ犯サントスルモノヲ隠密中ニ探索警防スル事 第四条 行政警察予防ノ力及バズシテ法律ニ背クモノアルトキハ其ノ犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トス」とあり、巡査は(第四章巡査心得)「第五条 持区内ノ戸口男女老幼及其職業、平生ノ人トナリニ至ル迄ヲ注意シ、若シ無産体之者集合スル力又ハ怪シキ者ト認ルトキハ常ニ注目シテ其挙動ヲ察スヘシ 第六条 持区内ヘ他ヨリ移リ来ル者アラハ前条ニ随テ速ニ之ヲ探知スヘシ 但右等ノ事ニ付権威ヲ以テ其人ヲ呼出ス等ノ儀ハ決シテ有之間敷、勉メテ当人ノ覚知セサル様隠密ニ探偵スルヲ以テ警察ノ本意トス。若シ己ムヲ得サルコトアルトキハ自ラ行テ尋問スヘシ」とある所を見、これに、先にも見た川路利良のいわゆる警察理念を重ね合わせると当時の為政者の警察に対する考え方の方向が奈辺にあったかを如実に判らしめる。またこれらの規則は後の治安立法や警察分課の源泉ともなった事は言う迄もない。この間、74(明治7)年に設置された警視庁が77(明治10)年一旦廃止されて内務省警察視局に吸収され、再び81(明治14)年再設置されたり、内務省の事務分掌、内部部局、警察諸官署の名称の変更があったりなど局部的改廃はあったが、天皇制警察の中央集権警察としての基本的性格は戦後の1947年まで全く変らなかった<sup>35)</sup>。

所で内務省は86(明治19)年の勅令第二号による「各省官制」によると、「第一条、内務省ハ地方行政警察監獄土木衛生地理社寺出版版權戸籍賑恤救済ニ関スル事務ヲ管理シ中央衛生会警視総監及地方官ヲ監督ス」とある通り、内政に関する一切の行政権を掌握している中央官庁であった。勿論、管制の移動があって、90(明治23)年選挙と鉄道が同省所管として加わり、鉄道が92(明治25)年通信省へ、気象が93(明治26)年文部省へ、戸籍が98(明治31)年、監獄が1900(明治33)年司法省へ移管され、これと反対に1936(昭和11)年都市計画が、37(昭和12)年防空が、42(昭和17)年朝鮮・台湾・樺太の統治が内務省所管となるという変動もあったが、地方行政は市町村議会の監督権を含めて同省が握って居り、土木、建築、治山、治水、水火、消防交通、検閲出版・著作権、選挙、労働及び小作争議の調停、営業許可、伝染病予防、神社管理、社会福祉、保険、出入国管理なども同省の権限内であり、その上、警察組織を一手に握っていたのを考えると、内務省の権力の深さと大きさは想像を絶するものがあったと言って然るべきであろう<sup>36)</sup>。松尾洋氏、宮内裕氏の先の言葉が出て来る所以である。

警察は内務省の中でも最も核心的存在であり、その中枢は同省警保局長であった。警察局長は日本の如何なる地点でも、何か起れば直ちに知る事が出来、また警察電話一本で何処へでも警官隊を派遣する事が出来た。内務省警保局の中の保安課が特高警察担当の中心で、後に外事課、図書課(検閲課)も拡充された特高警察の分掌事務を指揮した。因みに1942(昭和17)年における内務省本省の1600人のうち警保局は357人であったと言う<sup>37)</sup>。尚、以上と前後して以下の事があった事をつけ加えておきたい。1876(明治9)年には国事警察からする探査が強化され、78(明治11)年には内務省通達によって集会取締りの強化を担当するに至った。これが自由民権運動弾圧につながる事は贅言を要しない。98(明治31)年には内務省官制により警察は内務大臣の管理下に置かれ、内務省警保局の下に各

府県に警察部,東京に警視庁が置かれ,中央集権的警察制度が作り上げられた次第である。

特高警察は1911(明治44)年,警視庁が特別高等課を設置,同課の下に特別高等係と検閲係を置いたのを嚆矢とする。これが前年10(明治43)年の幸徳・大逆事件を契機とするものであったことは言う迄もない。ついで,12(明治45)年大阪府に1922(大正11)年から26(大正15)年にかけて北海道・神奈川など9府県に設置され,3・15事件のあった28(昭和3)年7月には全国的に置かれた。既に述べたように,わが国の警察は創始以来,全警察が政治警察的であったが,その専門部局は国事警察,ついで高等警察と呼ばれた。特高警察はこの高等警察から社会運動取締りの専門部門として分課したもので,高等警察は特高課設置後も残され,選挙・集会結社・大衆運動・普通視察人物・経済・宗教などの情報収集などを担当した。このようにして特高は高等警察とともに日本の政治警察の中核を形成し,敗戦後共に解体されたのであるが,それは1932(昭和7)年の勅令第九七号で外事課を合併して部に昇格した。該部の事務分掌は次の図の通りであった<sup>38)</sup>。



特高は1936(昭和11)年,更に拡充され,警視庁の特別高等課は一,二,三課の三つとなった。各警察署には特高係がおかれたが,同係は署長をとび越えて警視庁または各道府県警察部の特高部又は特高課に直結し,その直接指揮を仰いだ。従って特高組織は中央集権的警察のなかでも特に中央集権的で,首相—内相—警保局長—警視庁又は各道府県警察部特高部(課)長という指揮系統をもっている特殊組織であり,機密費は「特高ルート」で個別に直接手渡され,知事,警察部長,警察署長のかかわりのないものであり,人事も課長などの主要なものは「特高ルート」できめられた<sup>40)</sup>。大野達三氏がかかると警察制度を日本の政治的秘書警察の二重の中央集権制とよんでいるのも蓋し適切と言えるべきであろう<sup>41)</sup>。

警察の中でも特高は特に特権的地位を与えられ,一般警察官を見下していた。署の特高主任は警部補クラスどまりであったが,外勤,保安,刑事,交通などの警官は情報を特高に報告せねばならず,場合によっては階級を超えて従わねばならなかった。戸口調査を始

め、強大な警察権を駆使して情報を自己に集中させたが、特高は膨大な治安立法群と強大な権限を背景にして以上のように警察にも民衆にも君臨したのである<sup>42)</sup>。

特高警察官の数は正確な資料はないらしく、判然としないが、小林五郎氏、大野達三氏によれば小さい署で2～3名、大きい署で7～8名、警視庁特高部で多い時で600名、大阪府警が150名と言うが、中国や在外公館関係者を含めて約5000名前後という所らしい。1945（昭和20）年10月4日、占領軍総司令部は内相を含む特高警察官全員の罷免を命令したが、その時罷免されたものの数は全国で4984名であった<sup>43)</sup>。

なお、大野達三氏によれば、警察は薩摩閥が圧倒的で、警視総監は初代の川路利良から第21代の安楽兼道迄の出身県は鹿児島県17人（再任も含め）、高知2人、佐賀・熊本各1人という状態で、22代の伊沢多喜男が初の高文合格出身者であった。なおまた、同氏によれば「知事には殆んどの官僚がなれるが、警保局長となると80人に1人程、さらに警視総監ともなれば200人に1人、内務次官、さらに内務大臣をねらう最高の出世には激烈な競争を必要とした」と言う<sup>44)</sup>。

以上の事に関連して、もう一つ付け加えて置きたい事がある。筆者は先に、軍隊、警察、裁判所、検事局、刑務所等々の権力機構が一体化し、就中、その中核となったのが特高であった旨の事を述べたが、軍隊、特に憲兵と特高と検事局とのかかわりあいについて一言して置きたい。

旧刑事訴訟法第二四八条に「左ニ掲クル者ハ検事ノ補佐トシテソノ指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スヘシ、一、庁府県ノ警察官、二、憲兵、将校・准士官及下士」とあるように検事局、警察、憲兵が一体化していた事を示しているが、この憲兵の連携も無視出来ぬものがあつた。この点、後に述べる所もなからうし、行文の都合上、先にもふれなかつたのでここで述べる次第である。

元来、わが国の憲兵制度は1881（明治14）年の憲兵条例による同年の東京憲兵隊で以て名実共に発足したが、以後漸増し1912（大正元）年には師団所在地ごとに1憲兵隊がおかれ、全国の市に分遣隊が派遣される迄に拡張された。憲兵は警官同様、行政警察権と司法警察権をもち、陸・海軍大臣、司法大臣、内務大臣および検事の指揮を受けて活動し、特に1931（昭和6）年のいわゆる満州事変以後、軍の政治的発言権が強化されるにつれ、憲兵の活動は暴虐の度を加え、遂には「憲兵政治」とよばれる程の一種の恐怖政治の段階に迄進んだ事は周知の事実である。私事に亘るが、私も青少年時代、一般警察、軍隊とはまた違った一種異様の感で憲兵を見ていた記憶がある。因みに、1945（昭和20）年の憲兵隊の定員は11685人であったが、一般兵科から徴集された補助憲兵を含むと、実質的には憲兵は内地だけでも3万人をこえる人員であったと言う<sup>45)</sup>。

本稿は旧司法省刑事局の「思想研究資料」特輯号（昭和8年9月等）、旧内務省警保局の「特別高等警察資料」（昭和3年9月～昭和5年2月）、「特高月報」（1930年3年～35年10月）、「特高外事月報」（1935年11月～38年7月）を主資料とし、「特高月報原稿用紙」に書かれた1945年1～6月のナマ原稿を副資料として、それらを通して見た特高による教育界弾圧の諸状況を論ぜんとするものである。

- 註 1) 社会科学大事典 p.239 1971→鹿島研究所出版会
- 2) 前掲 大事典 p.239 Seligman, R.A. Encyclopaedia of the Social Science, New York 1967 p.205, Vol. XI—XII
- 3) 前掲 大事典 p.239
- 4) 前掲 大事典 p.239～p.240
- 5) 前掲 大事典 p.239～p.240, セリグマン前掲書 p.204 前掲大事典 p.240
- 6) セリグマン 前掲書 p.203
- 7) 大野達三著 日本の政治警察 p.56 新日本出版1973年
- 8) 大野達三 前掲書 p.58, 内務省史 第2巻 p.584 昭和45年 大霞会内務省史編集委員会
- 9) 大野達三 前掲書 p.57
- 10) 内務省史 第2巻 p.584
- 11) 大野達三 前掲書 p.57
- 12) 思想研究資料特輯 第12号。特高警察黒書 p.20 1977年新日本出版
- 13) 思想研究資料特輯 第45号。前掲書 特高警察黒書 p.19
- 14) 前掲 特高警察黒書 p.20～p.21
- 15) 前掲 日本の政治警察 p.86～p.88 特高警察黒書 p.153～p.155
- 16) 前掲 以後単に黒書 p.13～p.14
- 17) 特高全書 昭和8年 p.195～p.197 前掲 以下簡単に政治警察 p.103
- 18) 前掲 黒書 p.10～p.25
- 19) 森川哲郎著 拷問 昭和49年 図書出版社
- 20) 前掲 拷問 p.77
- 21) 前掲 拷問 p.74～p.77
- 22) 前掲 黒書 p.106～p.107 拷問 p.90 p.96～p.103
- 23) 前掲 黒書 p.118～p.120
- 24) 前掲 拷問 p.108
- 25) 前掲 黒書 p.115～p.116
- 26) 前掲 拷問 p.77, p.268
- 27) 松尾洋著 治安維持法1971年 新日本出版 p.9～p.11
- 28) 前掲 治安維持法 p.10 黒書 p.145～p.152
- 29) 前掲 治安維持法 p.9～p.10
- 30) 前掲 治安維持法 p.10～p.11
- 31) 前掲 政治警察 p.102 日本近代史辞典 p.150
- 32) 前掲 政治警察 p.50～p.51
- 33) 前掲 政治警察 p.51
- 34) 前掲 政治警察 p.58
- 35) 前掲 政治警察 p.58
- 36) 前掲 政治警察 p.60～p.61
- 37) 前掲 政治警察 p.61～p.62
- 38) 前掲 政治警察 p.62
- 39) 前出 政治警察 p.62～p.63
- 40) 前出 政治警察 p.63
- 41) 前出 政治警察 p.64
- 42) 前出 政治警察 p.64

- 43) 前出 政治警察 p.64~p.65
- 44) 前出 政治警察 p.65~p.68
- 45) 前出 政治警察 p.69~p.74

(昭和53年10月31日受理)